



## 検査実施料新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、「保医発0630第2号」により、下記の検査項目におきまして検査実施料の適用及び、算定条件の一部訂正も行われましたのであわせてご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 適用日                   2020年(令和 2年) 7月 1日より適用
- 新規収載項目
  - ・抗リン脂質抗体検査  
(抗カルジオリピンIgG/IgM抗体、及び抗 $\beta$ 2 グリコプロテイン I IgG/IgM 抗体の測定)
- 算定条件が一部訂正された項目
  - ・オートタキシン [化学発光酵素免疫測定法]
  - ・HCV核酸定量 [TMA法と核酸ハイブリダイゼーション法を組み合わせた方法]

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

■ 検査実施料の新規収載項目

適用日: 令和2年7月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
抗リン脂質抗体検査 (抗カルジオリピンIgG/IgM 抗体、及び抗β2グリコプロ テイン I IgG/IgM 抗体の 測定)	696点 (232点 ×3回分)	免疫 144点	「D014」 自己抗体検査 の27	抗リン脂質抗体検査(抗カルジオリピンIgG/IgM 抗体、及び抗β2グリコプロテイン I IgG/IgM 抗 体の測定)は、「27」を準用して算定する。  ア 抗リン脂質抗体症候群の診断を目的として、 CLIA法を用いた免疫学的検査で抗カルジオ リピン抗体及び抗β2グリコプロテイン I 抗 体の測定を行った場合に、「27」抗カルジオリ ピン抗体の所定点数の3回分を合算した点 数を準用して一連の治療につき2回に限り算 定する。  イ 「25」の抗カルジオリピンβ2グリコプロテイン I 複合体抗体、「27」の抗カルジオリピン抗 体、及び(28)の検査のいずれか2つ以上を併 せて実施した場合は、主たるもののみ算定 する。

■ 算定条件が一部訂正された項目

適用日: 令和2年7月1日

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
オートタキシン 〔化学発光酵素免疫測定法〕	194点	生化 I 144点	「D007」 血液化学検査 の46	ア 「46」のオートタキシンは、サンドイッチ法を 用いた <u>蛍光酵素免疫測定法又は化学発光 酵素免疫測定法</u> により、慢性肝炎又は肝硬 変の患者(疑われる患者を含む。)に対し て、肝臓の線維化進展の診断補助を目的に 実施した場合に算定する。  イ (略)
HCV核酸定量 〔TMA法と核酸ハイブリダイ ゼーション法を組み合わせた 方法〕	437点	微生物 150点	「D023」 微生物核酸同 定・定量検査 の13	ア 「13」のHCV核酸定量は、分岐DNAプロ ーブ法、PCR法又はTMA法と核酸ハイブリ ダイゼーション法を組み合わせた方法により、 急性C型肝炎の診断、C型肝炎の治療法の 選択及び治療経過の観察に用いた場合にの み算定できる。  イ (略)

※ 下線部は、「保医発0630第2号」により一部が訂正された部分になります。